

イメージキャラクター『たなべえ』使用規定

平成20年6月18日制定

平成23年4月1日改定

平成28年4月1日改定

田辺商工会議所

(目的)

1 田辺商工会議所は、イメージキャラクター『たなべえ』（以下「本件キャラクター」という。）の適正な使用を確保し、普及を促進するため、この使用規定を定める。

(事務局)

2 本件キャラクターの使用に関する事務は、田辺商工会議所事務局（以下「事務局」という。）が行う。

(デザイン)

3 本件キャラクターの使用は、「『たなべえ』デザインマニュアル」に基づくものとする。

(使用の届出)

4 本件キャラクターを使用しようとするものは、使用する前に「『たなべえ』使用申請書」（以下「使用申請書」という。）を事務局に提出するものとする。

(使用の許可・不許可)

5 事務局は、「使用申請書」を提出したものに対し、使用目的・内容を確認の上、「『たなべえ』使用許可書」（以下「使用許可書」という。）または「『たなべえ』使用不許可書」を交付するものとする。「使用許可書」には、年度ごとの通番を付すものとする。

(使用許可の制限)

6 田辺商工会議所は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件キャラクターの使用を許可しないものとする。

(1) 本件キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認めるとき。

(2) 立体物で、その表現が本件キャラクターの立体物と認められないとき。

(3) 政治活動等に使用するとき。

(4) 営利事業者が、営利のみを目的に、商品価値の主たる部分が本件キャラクターと判断されるようなキャラクターグッズを販売する場合。

(5) その他、本件キャラクターの使用が適当でないと認めるとき。

(使用料)

7 前条に基づき、田辺商工会議所の許可を受けたものは、許可を受けた範囲において本件キャラクターを無償にて使用することができる。

(使用許可の期間)

8 本件キャラクターを使用できる期間は、使用許可を受けた日から、令和8年5月31日迄とする。（その後の使用については改めて許可を受ける必要がある。）

(使用者の責務)

9 使用者は、信義にしたがい、誠実にこの使用規定を履行しなければならない。

(成果物の提出)

10 使用者は、本件キャラクターを使用した成果物（印刷物、写真等）1部を事務局に提出するものとする。

(使用に起因する問題)

11 本件キャラクターの使用に起因する問題が起こった場合は、使用者が速やかに責任を持って対処するものとし、事務局等は一切の責任を負わない。

(改善の指示)

12 事務局は、使用者が使用規定を遵守せずに本件キャラクターを使用している場合は、使用者に改善または使用停止を指示することができる。

(無届出使用)

13 事務局は、使用申請書を提出せずに本件キャラクターを使用している者に対して、使用申請書の提出または使用停止を指示することができる。

(疑義等)

14 この使用規定に定めのない事項及びこの使用規定に関して生じた疑義については、事務局と使用者が協議して定める。

『たなべえ』 デザインマニュアル



2008年6月 田辺商工会議所

■はじめに

「たなべえ」は、田辺の食の魅力をもPRするために生まれたキャラクターです。大阪芸術大学芸術学部キャラクター造形学科の協力を得て開発に取り組み、平成19年11月同学科所属の学生、田中みなみさん（当時1年生）によって制作されました。本キャラクターの開発・選定においては、同大学教授であり、作家・漫画原作者として「子連れ狼」「クライングフリーマン」などをはじめ数々のヒット作品を有する小池一夫先生の指導・協力を頂きました。

また、キャラクターの愛称である「たなべえ」は、一般公募を経て名付けられたものです。

■たなべえ図形及びたなべえの使用に際して

1) たなべえ図形に関する著作権は、著作者である「金田みなみ」に属します。本図形の使用権は、著作者との契約により田辺商工会議所に属します。したがって、たなべえ図形を使用する場合は、必ず事前に田辺商工会議所の承認を受けてください。

尚、現在承認を受けた場合の使用可能期間は令和8年5月31日までとなり、その後の使用には、再度田辺商工会議所の承認が必要となります。

2) たなべえ図形及びたなべえの使用は、以下に定められた規格に従って正しく使用して下さい。たなべえ図形の一部のみを使用したり、たなべえ図形を変形し、もしくは他の図形等と重ねて使用することはできません。また、文字等との併記を希望する場合は、事前に文言及び形状について承認を受けてください。

3) たなべえ図形を表示する際は、必ず「©T.M」とコピーライト表示をして下さい。

4) たなべえ図形の表示色は原データ通りのカラー表示か、または単色表示とします。

5) たなべえ図形を使用する場合、事前に使用物件の見本を田辺商工会議所に提出して下さい。ただし、現物提供が困難なものについては写真等確認できるものを提出して下さい。

6) たなべえ図形を商品、商業広告等に使用する際の使用料はいただきませんが、使用許可にあたっては、使用目的、使用方法を考慮して判断いたします。

■使用禁止例

次のような使用は禁止します。

たて・よこ比率が変わるなど、たなべえ図形を変形しているもの

たなべえ図形の一部を省略しているもの

原データの色と異なる色をもちいているもの

顔の一部などたなべえ図形の一部しか使用していないもの

たなべえ図形の一部が別の図形などで隠れているもの

許可を得ることなく、たなべえ図形を立体物にしたもの

許可を得ることなく、たなべえ図形の横に別の図形や文字列を併記したもの

■たなべえ図形

たなべえ図形は以下に示すとおり、正しくご使用下さい。

たなべえ図形-1



たなべえ図形-2



たなべえ図形-3



たなべえ図形-4



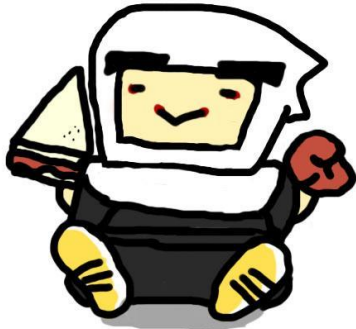
たなべえ図形-5



たなべえ図形-6



たなべえ図形-7



たなべえ ©T.M

たなべえ図形-9



たなべえ ©T.M

たなべえ図形-11



たなべえ ©T.M

たなべえ図形-13



たなべえ ©T.M

たなべえ図形-8



たなべえ ©T.M

たなべえ図形-10



たなべえ ©T.M

たなべえ図形-12



たなべえ ©T.M